

託送供給等特例認可申請書

2020 年 4 月 23 日

北陸電力送配電株式会社

託送供給等特例認可申請書

託 サ 第 1 号

2020 年 4 月 23 日

経済産業大臣 梶山 弘志 殿

富山市牛島町 15 番 1 号
北陸電力送配電株式会社
代表取締役社長
水野 弘一

電気事業法第 18 条第 2 項ただし書の規定により，次のとおり託送供給等約款以外の供給条件により託送供給等を行うことの認可を受けたいので申請します。

供給の種類			接続供給		備 考
供給の 相手方	氏 名（名称）		別紙に記載のとおりであります。		
	住 所		同 上		
	受給 場所	受電場所	同 上		
		供給場所	同 上		
供給電力			同 上		
供給電圧			同 上		
電気方式及び周波数			同 上		
料金その他の供給条件の内容			同 上		
供給開始年月日及び有効期間			同 上		

別 紙

託送供給等約款以外の供給条件の内容

新型コロナウイルス感染症の影響による休業および失業等で、都道府県社会福祉協議会より一時的な資金の緊急貸付を受けている当社供給区域内の電気の使用者（当該緊急貸付を受けようとしている電気の使用者を含みます。）を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者から一時的に当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払いが困難であるとの申出があった場合には、託送供給等約款（2019年12月16日付20191122資第18号認可）18（料金）の規定にかかわらず、当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の2020年3月および4月料金計算分（料金算定日が2020年3月19日以降となるものに限る）の料金算定日を原則として各々2ヶ月間延長し、2020年5月料金計算分の料金算定日を原則として1ヶ月間延長する。

（実施期間満了日：2020年7月[満了日は検針日ごとに相違]）

附 則

- 1 本供給条件実施の際現に託送供給等約款以外の供給条件（令和2年3月19日付け20200319資第12号認可。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けている契約者については、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

別 添

託送供給等約款以外の供給条件による託送供給等を必要とする理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、休業および失業等が発生している状況であり、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、電気料金の支払期日の延長を行なうよう、経済産業省から要請がなされました。

このような状況を踏まえ、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、2020年3月19日に託送供給等約款以外の供給条件を設定し、認可を受けました。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響が拡大し、2020年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣から7都府県を対象に2020年5月6日を期限とした緊急事態宣言が発令され、2020年4月16日に対象が全国に拡大されました。

これを受け、引き続き、一時的に電気料金の支払いが困難となる当社供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、当該電気の使用者に対して電気の供給を行なう契約者からの申出に柔軟に対応するとともに、当該電気の使用者のうち都道府県社会福祉協議会より、一時的な資金の緊急貸付を受けている当該電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の更なる支払延伸を目的に、当社の供給区域内の電気の使用者を需要者とする供給地点にかかる託送供給について、電気事業法第18条第2項ただし書の規定に基づき、託送供給等約款以外の供給条件を設定したく特例認可申請するものであります。

なお、実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討いたします。

以 上